

所得税の還付申告などのお知らせ

平成24年分の所得税の還付申告会を開催します。ご自身で確定申告書の作成を行い、その場で提出ができます。源泉徴収票をお持ちで所得税が還付になる方は、必要な書類をお持ちのうえ、ぜひ、ご参加ください。

対象となる方

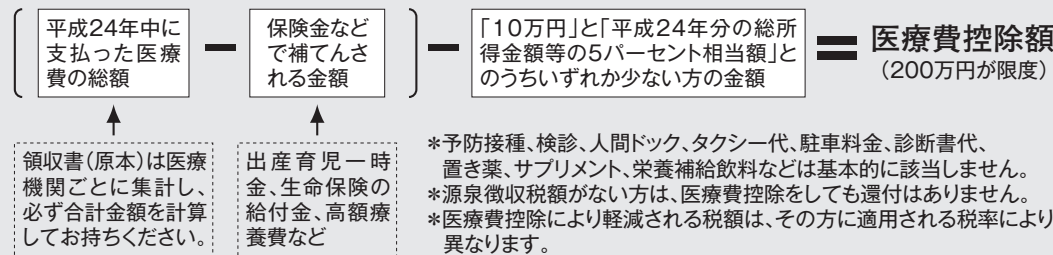
- 次の方のうち、源泉徴収票をお持ちで、所得税が還付になる方
- ①退職などで年末調整が済んでいない方
 - ②公的年金等の受給者の方
 - ③サラリーマンや公的年金等の受給者で医療費控除を受ける方

申告に必要なもの

- ・平成24年分の給与所得または公的年金等の源泉徴収票(原本)
 - ・申告者本人名義の預貯金で金融機関名と口座番号の分かるもの(通帳など)
 - ・印鑑、電卓、筆記用具
- このほか、申告の内容に応じて次のものをお持ちください。
- ①退職などで年末調整が済んでいない場合および公的年金等の申告をする場合
 - ・社会保険料(健康保険料など)、生命保険料、地震保険料などの支払証明書(加入先保険会社などで発行)
 - ②医療費控除を受ける場合
 - ・平成24年中に支払った医療費の領収書(原本)
- ※領収書(原本)は医療機関ごとに集計し、必ず合計金額ごとに集計し、必ず合計金額

を計算してお持ちください。
 ・支払った医療費に対して、健康保険組合などから給付を受けた出産育児一時金や保険金などで補てんされた金額が分かる書類

医療費控除の算式



還付申告受付日程

◇八潮メセナ会場(2階集会室)

受付日	受付対象者	受付時間
2月5日(火) ～2月7日(木)	公的年金等の受給者で医療費控除を受ける方 公的年金等と給与所得のある方 給与所得者で医療費控除を受ける方 退職などで年末調整が済んでいない方	午前9時30分～10時30分 午後1時～3時 ※八潮メセナの開館は、午前9時からです。

※午前中は混雑が予想され、混雑の状況によっては午前の受付でも午後になってしまうことがあります。あらかじめご了承ください。
 ※申告会場へのお問い合わせはご遠慮ください。

◇越谷税務署およびイオンレイクタウン会場

受付日	場所	受付対象者	受付時間
1月4日(金)～2月13日(水) ※土・日曜日、祝日を除く	越谷税務署	所得税の還付申告全般 (平成24年入居で住宅借入等特別控除を受ける方を含む)	午前9時～午後5時
2月14日(木)～3月15日(金) ※土・日曜日を除く	イオンレイクタウン (kaze“かぜ”)3階「イオンホール」		午前9時～午後4時

※2月14日(木)から3月15日(金)の間は、越谷税務署庁舎では、確定申告の相談は行っていませんのでご注意ください。
 また、混雑状況によっては受付終了時間を早める場合があります。

◇税理士事務所など(税理士会主催:完全予約制)

最寄りの税理士事務所または関東信越税理士会越谷支部(☎962-6131)に連絡して、日時などを事前に確認のうえ、お出かけください。費用は無料ですが、相談内容によっては有料になることもあります。

受付日	場所	受付対象者	受付時間
2月1日(金)～2月15日(金) ※土・日曜日、祝日を除く	税理士事務所	公的年金等の受給者の方 給与所得者で医療費控除を受ける方 退職などで年末調整が済んでいない方	午前10時～正午 午後1時～4時
2月1日(金)	越谷市中央 市民会館(4階)		午前9時30分 ～11時30分
2月8日(金)	八潮メセナ (2階集会室)		

※完全予約制のため、事前予約のない方は、ご利用できませんのでご注意ください。

問 市民税課 ☎2006

確定申告に関するお問い合わせは、

越谷税務署
 ☎965-8111
 (音声案内)へ

確定申告に関する情報や国税電子申告(e-Tax)の情報は、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

給与支払者(会社など)の皆さんへ

給与を支払う事業所(会社など)で所得税の源泉徴収義務がある場合、給与の受給者が1月1日現在お住まいの市区町村に、前年中の給与支払額など必要事項を記載した「給与支払報告書」を提出しなければならないことになっています(地方税法第317条の6)。

正社員、パート、アルバイト、非常勤職員などの雇用形態にかかわらず、給与を受給した者の「給与支払報告書(個人別明細書)」を2部作成し、総括表とともに、1月31日までに提出してください。

また、昨年中に退職した場合でも、給与支払額が30万円を超える場合は提出しなければならないことになっています。

給与支払報告書は従業員の方々に手渡さず、給与の受給者が1月1日現在お住まいの市区町村まで、事業所(会社など)から提出してください。

市民税・県民税申告の受付案内

市民税・県民税の申告受付日程は、次のとおりです。詳しくは、広報やしお2月号でお知らせします。

受付日	受付場所	受付時間
2月18日(月)	古新田公民館	午前9時30分～11時
2月19日(火)	大曾根中公民館	
2月20日(水)	八條公民館	午後1時30分～3時30分
2月21日(木)	資料館	
2月22日(金)	ゆまにて	
2月25日(月)～3月15日(金) ※土・日曜日を除く	八潮メセナ1階展示室 ※開館は午前9時からです。	午前9時～11時 午後1時～4時

※申告期間中は、大変混み合います。また、申告内容によっては、税務署主催の申告会場をご案内する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 ※申告会場へのお問い合わせはご遠慮ください。

税務署からのお知らせ

公的年金等所得者の方の申告手続不要制度について

平成23年度の所得税法改正により、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません(この場合であっても、所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります)。

【注意】所得税の確定申告を必要としない場合であっても医療費控除や生命保険料控除などがある方は、市県民税の申告が必要な場合があります。